

# 報道資料

発表日：令和3年1月21日  
問合せ先：食と農の振興部畜産課  
朝倉、須原  
0742-27-7448(内線3882)

## 県内の家きん農場における 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

1月21日、県内の家きん農場（御所市）が雛（ひな）を導入している農場（千葉県）において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

県内の当該農場の家きんの一部についても、疑似患畜と判定されたことから、本日、早朝より防疫措置を行うこととしました。

### 1 家きん農場の概要

所在地：御所市

飼養羽数：約2,000羽（あひる）

※2,000羽のうち、疑似患畜と判定されたのは200羽（千葉県の農場から導入した家きんのみ）

### 2 経緯

1. 令和3年1月20日（水）15時半、農林水産省から県に連絡があり、千葉県の家きん農場において鳥インフルエンザの簡易検査結果が陽性となり、調査の結果、当該農場から奈良県御所市内の家きん農場に出荷していたことが判明
2. 21日（木）1時、千葉県において、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
3. 奈良県御所市内の農場についても、千葉県の農場から導入した家きん（200羽）が疑似患畜と判定
4. 奈良県特定家畜伝染病防疫対策本部 第1回幹事会を開催（令和3年1月21日9時～）防疫措置等の対応方針について説明

### 3 現在の対応状況

疑似患畜の確定を受け、以下の対応方針に基づき、本日7時より初動防疫措置を開始

1. 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、疑似患畜のと殺等、必要な防疫措置を実施
2. 当該農場の疑似患畜以外の家きんについて、2週間の監視強化を実施
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、畜産関係車両の消毒を実施

#### 4 報道機関へのお願い

- 1) これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 2) 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。